

令和 6 年 4 月 1 0 日

河内長野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

本市の農業は、比較的温暖な気候と都市近郊に位置する有利性を活かし、小規模ながら水稻を始めとして多岐にわたる農産物を生産し、供給している。

近年の社会経済情勢の変化に伴い、生活に潤いを求める消費者ニーズの多様化から、花壇苗、軟弱野菜、新品種の果実等の生産も拡大してきている。

しかしながら、府内の各市と同様に都市化の進展、農地の減少、農業従事者の他産業への流出・高齢化や農産物輸入自由化による価格の低迷等厳しい条件下におかれており、都市農業としての特性を活かした抜本的な振興策の確立が求められている。

以上のような観点から、都市農業地域としての立地条件を最大限に活かした活力のある農業を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、河内長野市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、基盤法第 5 条第 1 項に規定する「大阪府農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「府基本方針」という。）及び基盤法第 6 条第 1 項に規定する「農業経営基盤強化促進基本構想」（以下「市基本構想」という。）を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期にあわせ検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動及び評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知（以下「局長通知」という。）、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地の面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和5年4月)	442ha	0.69ha	0.16%
目標 (令和15年3月)	402ha	0.80ha 以下	0.2%以下

注1：「管内の農地の面積」の現状値は、「管内の地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地の面積」を記入。

注2：「遊休農地面積」の現状値は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）による。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員及び関係機関が連携し、農地法第32条第1項の規定による利用状況調査の実施について、協議し、検討する。遊休農地の状況を把握し、積極的に農地所有者への働き掛けを行う。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

○農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○関係機関や地域住民からの情報収集により遊休化のおそれがある農地を把握し、土地所有者の意向を確認して遊休農地の発生を防止する。

② 農地中間管理機構との連携について

○農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地の面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和5年4月)	442ha	63.1ha	14.3%
目標 (令和15年3月)	402ha	120.6ha	30%

注1:「管内の農地の面積」の現状値は、「管内の地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地の面積」を記入。

注2:「集積面積」の現状値は、「市基本構想」に基づき集積された農地の面積を記入。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、「農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地」、「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる農地」、「利用権の設定期間が満了する農地」等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業等の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手への意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

○中山間地域等の農地区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて、利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規就農者 (経営体) 数
現状 (令和5年4月)	14経営体
目標 (令和15年3月)	44経営体

注1：現状の新規参入者数は、過去3年間の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数とする。目標の新規参入者数は、現状の新規参入者数に令和5年4月から令和15年3月までの新規参入者数を加えた数とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○市、農協、府・ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農の窓口相談について

○新規就農希望者へは窓口相談を実施し、相談活動を行うとともに、貸付けを希望する復元可能な遊休農地の情報を提供するほか関係機関と連携し、各種補助制度や融資制度・研修制度等に関する情報提供を行う。

③ 企業参入の推進について

○農地等の利用の最適化の推進において、必要に応じ農地中間管理事業等を活用して、企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○農業者の営農の意向や農地集積の意向等を把握することにより、農地の貸付希望者と新規参入者とのマッチングを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、河内長野市農業委員会は次の役割を担っていく。

○日々の農地の見守りによる農地の適正利用の確認

○農家への声掛け等による意向把握

○「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング

○農地中間管理事業等の活用の働きかけ

○「地域計画」の定期的な見直しへの協力